

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甘楽町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

群馬県甘楽町長

## 公表日

令和7年7月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険の被保険者資格の取得・喪失、要介護及び要支援の認定、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。
③システムの名称	介護保険システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル・受給者台帳ファイル・賦課台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表100項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速且つ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 ・情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甘楽町 総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 0274-74-3131(内線213)

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 甘楽町 福祉課介護保険係  
群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395-1  
0274-67-5182

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未溎</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		事務取扱者を限定し、人的ミスが発生しないよう廃棄保管を徹底するなど適切な管理を行っている。

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		システムへのアクセスを静脈認証とパスワード認証によって制限するなど適切な管理を行っている。

**変更箇所**

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	公表日	平成31年3月8日	令和3年9月1日	事後	
令和3年9月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8条 別表第二	事後	法令改正による修正
令和3年9月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 0274-74-3131(内線213)	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 0274-74-3132	事後	
令和3年9月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ連絡先	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 0274-74-3131(内線213)	甘楽町健康課介護保険係 甘楽町大字白倉1395-1 0274-67-5182	事後	
令和3年9月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月8日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月8日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	公表日	令和3年9月1日	令和7年7月1日	事後	
令和7年7月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第68の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等について規定する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第50条	・番号法第9条第1項、別表100項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速且つ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	法令改正による修正
令和7年7月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):1, 2, 3, 4, 5, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56 (2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 106, 109, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠):93, 94の項	・情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項 ・情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 131, 132の項	事後	法令改正による修正
令和7年7月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康課	福祉課	事後	
令和7年7月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長	福祉課長	事後	
令和7年7月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ連絡先	甘楽町健康課介護保険係 甘楽町大字白倉1395-1 0274-67-5182	甘楽町 福祉課介護保険係 甘楽町大字白倉1395-1 0274-67-5182	事後	
令和7年7月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	IV-8. 人手を介在させる作業		新設「IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業」の追加記載	事後	様式変更による追加
令和7年7月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新設「IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の追加記載	事後	様式変更による追加